

令和6年度パンフレット作成委託業務仕様書

1 委託業務名

令和6年度パンフレット作成委託業務

2 委託業務の目的

高知県産業振興計画の各種施策を多くの県内事業者に知っていただくとともに、支援策を効果的に活用いただくため、「民間事業者向け高知県産業振興計画の支援策活用ガイド」を発行する。

3 委託期間

契約締結の日から令和6年6月28日まで

4 委託業務の内容

(1) ガイドブックを編集（デザイン、レイアウト作成等）し、校正、印刷製本及び指定場所への納品。また、印刷データ（PDF、イラストレーターの全てに変換したもの。PDFにはテキストを埋め込むこと。）をCD-R等書き込んで納品。

※写真データ及びテキスト等については、二次利用できる形式で本県に提供すること。

(2) 新たな民間事業者の事例を4件掲載するにあたり、県で選定した県内事業者（4社）に対する取材（ヒアリングや撮影等）を実施。

取材内容は、取り組みの概要、取り組みに至った背景、取り組みの効果等、活用した県の支援策を想定。その他、担当者及び商品の写真撮影を実施。

(3) 継続して掲載する3件については、各企業に確認のうえ、修正すべき点等があれば、記載内容や写真の修正等を実施。

(4) 完成したガイドブックを電子書籍として産業政策課ホームページに掲載するため、掲載用の電子書籍データ（HTML形式）をCD-R等書き込んで納品。

5 ガイドブック内容

既存の「民間事業者向け「高知県産業振興計画」の支援策活用ガイド（令和5年度版）」のデザイン、レイアウトを一新する。

6 仕様

サイズ等

- ・ A4版、左開き（現行と同じ）、中とじ、4色フルカラー
- ・ 中とじ仕上がり時、間に隙間がないように仕上げる

ページ数

- ・ ページ数は指定しない
- ・ 支援策の数については、令和5年度と同程度の予定
- ・ 高知県産業振興計画に関するコラムのページを1ページ、SDGsに関するページを1ページ、ワークライフバランスに関するページを1ページ挿入予定

紙質

- ・ マット紙 70kg 程度とすること【現行版仕様：マット紙 70kg 程度】
- ・ S D G s の達成に向け、環境に配慮した用紙の使用に努めること

その他

- ・ 新規取材を 4 社行うこと（掲載企業は産業政策課と調整）
- ・ 新規取材先 4 社については、取材・執筆・撮影等（オンラインでも可）を行い、産業政策課による校正を受けること
- ・ 令和 5 年度版 P 7 ～ 9 に掲載している 3 社は、引き続き掲載することとし、記載内容や写真データの確認等を行うこと（改めて取材することも可）（事例紹介は、計 7 社となる）
- ・ 支援策活用事例紹介のタイトルでは、「県の施策を活用して何が実現できたか」を明示すること
- ・ 表紙には、S D G s のロゴを記載すること（国連の基準に準拠すること）
- ・ 表紙には、支援策活用ガイド電子書籍版の Q R コード（高知県産業政策課ホームページ）の読み取りができるようにすること
- ・ 全てのブロックごとのデザインを提案すること
- ・ 「参考資料」については提案不要だが、「海外での外商活動」及び「食品加工」の支援策を各 1 ページ掲載予定のため、契約後にデザインを作成すること（掲載内容のイメージは契約後に提示予定）
- ・ 令和 5 年度版 P 3、4 に記載の支援策事例索引については、県の政策のポイントである「デジタル化」、「グリーン化」、「グローバル化」の視点でのレイアウトを提案すること
- ・ 令和 5 年度版 P 15、16 に記載している支援策の分類は変更可能だが、変更する場合は、分類方法や色の使い分け等を提案すること
- ・ 令和 5 年度版 P 45、46 に記載の「相談窓口一覧」については、事業者にとって分かりやすくデザインすること
- ・ 令和 5 年度版の原稿データ（電子書籍）については、産業政策課 H P に掲載しているものを参考にする

7 業務実施期間

契約締結の日から令和 6 年 6 月 28 日まで

8 納期

令和 6 年 6 月 10 日まで

9 印刷部数

5,000 部

10 納品場所

- （1） 高知県庁本庁舎 3 階 高知県産業振興推進部産業政策課
- （2） 高知県庁西庁舎 1 階

(納品の配分については、納品前に連絡する。)

11 納品形態

県と受託者で協議のうえ、決めるものとする。

12 校正

産業政策課による全体校正：5回程度

(デザインも含め、必要に応じて指示を行う)

掲載事業者等による校正：受託者にて校正を完結させること

13 その他留意事項

(1) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。

(2) 成果品については、原則として県の広報等のために必要な範囲内で、県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。

著作権は県に帰属するが、作成の都合上やむをえず、著作権を県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に県に申し入れを行い、了解を得ること。

県に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、県と受託者とで協議すること。

(3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその仕様に関する一切の責任を負うこと。

(4) 完成するまでの過程において、緊密に状況を報告するとともに、随時作品を確認し、修正を行うこと。